

国立大学法人和歌山大学産官学連携フェローの称号付与に関する取扱細則

制 定 平成20年 9月26日

法人和歌山大学規程第 875号

最終改正 平成22年 6月25日

(目的)

第1条 本細則は、国立大学法人和歌山大学産官学連携フェローの称号付与に関する規程第6条に基づき、フェローの称号付与に関する取扱いについて定めるものとする。

(審査基準)

第2条 フェローの審査においては、次の各号のいずれかを満たしていることを基準とする。

- (1) 技術移転に関し豊富な知見、経験を有していること。
- (2) 大学と学外の諸機関、企業等との研究・技術交流に関し豊富な知見、経験を有していること。
- (3) 知的財産権の取得・活用に関し豊富な知見、経験を有していること。

2 フェローの対象とすべき者は、学内外及び年齢を問わない。

(役割)

第3条 フェローの称号を得た者の役割は、以下のとおりとする。

- (1) フェローは、その専門的知識・経験を生かして、適切な指導や助言を行うものとする。
- (2) フェローは、学内外に対して、本学の研究・社会連携推進事業のPRを行うものとする。
- (3) フェローは、本学の求めに応じて、以下について可能な範囲で協力するものとする。

イ 本学の情報収集のための会議等への出席

ロ 専門的知識の教授を行うため本学の会議等への出席

(雑則)

第4条 この細則に定めるもののほか、フェローについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成20年9月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1059号)

この改正細則は、平成22年7月1日から施行する。